

リサイクル推進室



1. プラスチックの資源循環に関する環境省の取組



プラスチック資源循環・海洋ごみ対策に関する施策

令和元年6月

プラスチック資源循環戦略

海岸漂着物対策推進基本方針

海洋プラスチックごみ対策アクションプラン

現行施策一覧

リデュース 素材代替	代替素材転換	リデュース
●代替素材転換支援：紙、セルロース、バイオプラスチック等への代替の社会実装化を支援（2019年度35億円） ●クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス（CLOMA）立上げ ●海洋生分解性ロードマップ策定	●レジ袋有料化：無料配布禁止等による「価値づけ」 ●グリーン購入：会議、食堂等でのワンウェイプラスチックの使用取りやめ	●産業界の取組： - プラ製ストロー配布中止（飲食業界等） - レジ袋廃止（コンビニ） - 紙製・生分解性容器への代替（コンビニ）
リサイクル 資源循環	国内資源循環体制の構築	国際資源循環
●リサイクル設備導入支援：中国等による禁輸対応として、リサイクル設備導入を支援（2018年度補正60億円、2019年度33.3億円）。	●産業界の取組： - 全清飲資源循環宣言（2030年ペットボトル100%有効利用） - ブラ工連資源循環戦略 - ブラ協資源循環宣言	●バーゼル条約改正：我が国・ノルウェーの共同提案により、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみをバーゼル条約の規制対象とする附属書改正を採択（2021.1施行）
海洋プラ 対策	海ごみ国内対策	国際協力
●海岸漂着ごみ処理支援：自治体の海岸漂着物回収・処理を財政支援。（2018年度補正31億円、2019年度4億円） ●漁具・漂流ごみ等対策：水産庁と連携し、漁業者による海洋ごみ等の回収・処理を支援	●マイクロプラスチック対策： - スクラップ製品へのマイクロビーズ削減徹底を業界に要請 - マイクロプラスチックの実態把握・影響に関する調査研究	●廃棄物管理・リサイクル分野の国際協力：技術・制度のパッケージ支援（2019年度9億円の内数（環境省）） ●ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ：3R等による海プラスチック対策 ●国連環境総会（UNEA4）：行動強化のためのマルチステークホルダーブラットフォームの新設等 ●アジア開発銀行（ADB）：海洋プラスチックごみ対策に協調融資を含め50億ドル（5,500億円） ●海ごみナレッジセンターをERIAに年内開設
国民運動 普及啓発	プラスチック・スマート	海ごみゼロウィーク
●プラスチック・スマート：SNS等を活用し、多様な主体の“プラスチックとの賢い付き合い方”を国内外に発信 ●プラスチック・スマート・フォーラム：様々な団体の対話・交流を促進	●海洋プラスチック官民イノベーション協力体制：世界の海洋プラスチック問題解決貢献のため、代替素材開発等の革新的な取組を行っている我が国の企業等の協力体制を構築。	●海ごみゼロウィーク：日本財団と連携した海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃アクション（全国1300か所、数十万人動員） ●海ごみゼロアワード：優れた海洋ごみ対策の取組を募集・選定し表彰、世界に発信

マイルストーンの達成（ワンウェイプラスチック25%排出抑制、容器包装6割リサイクル、使用済プラスチック100%有効利用、再生素材利用倍増、バイオプラスチック200万㌧。）

新たな汚染を生み出さない世界の実現



背景

- ◆廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

マイルストーン

リデュース等	▶ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) ▶ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進	◀ リユース・リサイクル▶	① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
リサイクル	▶ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ▶ 漁具等の陸域回収徹底 ▶ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ▶ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ▶ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム	◀ リユース・リサイクル▶	② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
再生材バイオプラ	▶ 利用ボテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ▶ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） ▶ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ▶ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ▶ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入	◀ 再生利用・バイオマスプラスチック▶	④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用
海洋プラスチック対策	▶ プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した ▶ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ▶ 海岸漂着物等の回収処理 ▶ 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化）	▶ マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラップ製品のマイクロビーズ削減徹底等) ▶ 代替イノベーションの推進	⑤ 2030年までに再生利用を倍増 ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
国際展開	▶ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハーディング、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） ▶ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）		
基盤整備	▶ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） ▶ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） ▶ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） ▶ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）	▶ 資源循環関連産業の振興 ▶ 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） ▶ 海外展開基盤	

- ◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
- ◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進



海洋プラスチックごみ対策アクションプランの概要

- 海洋プラスチックごみによる環境汚染は、世界全体で連携して取り組むべき緊急の課題。我が国は、2019年のG20議長国として、各國が連携して効果的に対策が促進されるよう取り組む。
- 同時に、我が国は、「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組む。そのための我が国としての具体的な取組を、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」として取りまとめた。
※プラスチックごみは、世界全体で478～1275万トン／年、途上国が太宗を占め、我が国からは2～6万トン／年、海洋流していると推計されている（2010年に関する推計値、Jambbeckら: Science(2015)）
- 重要なことは、プラスチックごみの海への流出をいかに抑えるか。経済活動を制約する必要はなく、廃棄物処理制度による回収、ポイ捨て・流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援など、「新たな汚染を生み出さない」ことに焦点を当て、率先して取り組む。

対策分野	課題	主な対策・取組	指標
①廃棄物処理制度等による回収・適正処理の徹底	✓ アジア各国の廃棄物禁輸措置に対応した国内処理体制の構築 ✓ 渔具等の適切な回収	▶ 国民の日々のごみ出し・分別回収への協力に基づく、廃棄物処理制度・リサイクル制度による回収の徹底 ▶ 最新技术を活用した国内内回収処理体制の強化や発泡スチロール製魚箱等のリサイクル施設等の整備 （台CO2型サイクル等高密度設備導入促進事業、2018補正60億円、2019予算31億円） ▶ 農業由来の使用済プラスチックの回収・適正処理等について関係団体と連携し推進 漁具等の陸域における回収等を事業者団体等を通じ徹底▶ > 港湾における船内廃棄物の円滑な受入れ	▶ 警告。ごみを出さないでください。 ▶ 不法投棄規制運搬シンボルマーク ▶ 不法投棄防止の監視バトルの実施 ▶ 海洋プラスチックごみ回収活動（全国川ごみネットワーク提供） ▶ プラスチックごみの国内適正処理量
②ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出の防止	✓ 容器包装等のポイ捨てや漁具等の海洋流出が発生	▶ 法律（廃棄物処理法、海洋汚染等防止法等）・条例（ポイ捨て禁止条例）違反の監視・取締りの徹底 ▶ 每年の全国ごみ水道投資監視ワーク（5/30～6/5）を中心とした国・自治体等による監視中の監視バトルの実施 ▶ 清涼飲料固体による、ペットボトル100%有効利用を目指し、自販機専用リサイクルボックスを設置する取組を支援 ▶ 河川巡視等による不法投棄の抑制 → 漁業者による漁具の適正管理について事業者団体を通じ徹底	—
③陸域での散乱ごみの回収	✓ 海に流出する前に、陸域において散乱ごみを回収することが必要	▶ 住民・企業等が分担して街中、河川、海浜等の清掃美化等を行う取組（アダフト・プログラム）の更なる展開 （助成等を行ふ公社）食品容器環境美化協会など連携、45,000団体以上、250万人以上が参加 ※2019.2月時点、同協会調べ） ▶ 道路のゴランティア・サポート・プログラムの推進 ▶ 河川管理者や自治体、地域住民が実施した清掃活動やごみの回収 ▶ 新たに開始する「海ごみゼロウエイク」（5/30～6/8前後）において、青色のアイテムを身に着けた全国一斉清掃アクションを展開。2019年は200箇所で80万人規模、2019～2021年の3年間で240万人の参加を目指す。	▶ 散乱ごみの回収活動（全国川ごみネットワーク提供） ▶ 散乱ごみ回収量（陸域）
④海洋に流出したごみの回収	✓ 一旦海洋に流出したプラスチックごみについても回収に取り組む必要	▶ 海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等地域対策推進事業（2018補正31億円、2019予算4億円）により、 自治体による海岸漂着物の回収処理を推進 ▶ 渔業者による海岸ごみ等の回収・処理を、海岸漂着物等地域対策推進事業、水産多面的機能発揮対策等により支援 ▶ 海洋環境整備船による閉鎖性海域における浮遊ごみの回収、港湾管理者による港湾区域内の浮遊ごみの回収	▶ 海洋プラスチックごみ回収量
⑤代替素材の開発・転換等のイノベーション	✓ 海洋に流出しやすい用具を中心に、漁業生分解性プラスチック等を流出して影響の少ない素材への転換が必要	▶ 「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及＆ロードマップ」に基づき、官民連携により技術開発等に取り組む ▶ 代替素材への転換を支援する事業（2019年度第35億円）等により、漁具等含めた製品について、生分解性プラスチック、紙等への代替を支援 ▶ カラーリング用バイブル等の高い耐久性・強度が必要とされる新しい漁具について海洋生分解性プラスチック等を用いた開発を促進 ▶ プラスチック製・利用開拓事業の「クリーン・オーシャン・マテリアル・フレイアーズ（CLOMA）」を通じたイノベーション加速 ▶ 革新的リユースにより取り組む企業・団体・研究者と「海洋プラスチック官民イノベーション協力体制」を構築し、発信	▶ 生分解性プラスチック製の袋 ▶ 代替材料の生産能力/使用量
⑥関係者の連携協働	✓ 幅広い国民各界各層の取組への拡大	▶ 海洋ごみ発生防止に向けあらゆる主体の取組を促す「プラスチック・スマート」キャンペンの展開 （2019年5月時点に408団体が賛同し取組中、「#プラスチックスマートでSNSでも多数発信」） ▶ 「海ごみゼロアワード」による優良取組事例の表彰、「海ごみゼロアワードシンボルマーク」による情報発信 ▶ 組合連合の業種別プラスチック関連目標、農林水産業・食品産業の「プラスチック資源循環アクション宣言」を通じた取組促進 ▶ 海岸漂着物処理推進法に基づく地域協議会を通じた連携促進、内陸を含めた複数自治体連携のモデル事業の推進	—
⑦途上国等における対策促進のための国際貢献	✓ 途上国における廃棄物管理等の対策促進が必要	▶ 途上国に対し、廃棄物法制、廃棄物管理に関する能力構築・制度構築、海洋ごみ国別行動計画の策定、廃棄物規制等の質の高い環境インフラ導入など、ODAを含めた様々な支援を実施 ▶ 「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアチブ」に基づきASEAN諸国を支援 ▶ 東南アジア地域での海洋プラスチックごみモニタリング人材の育成支援	▶ スポーツとしてごみ拾いを競い楽しむ取組も ▶ 國際協力により増加する適正処理廃棄物の量
⑧実態把握・科学的知見の蓄積	✓ 対策実施の基礎として、実態把握・科学的知見の充実が必要	▶ モニタリング手法の国際調和の推進（2019年度は東南アジアが主な国と調査の実施実績、人材育成研修招請） ▶ 国内における排出量・回収率等の調査・推計、漂着物や浮遊プラスチック類等の調査 ▶ マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの人や生態系等への影響の調査	▶ パングラデシュ・ダッカではJICAの協力によりごみ収集率が54%から89%に改善（JICA提供） ▶ ミャンマー・ヤンゴンにおける日本による廃棄物発生施設の支援による実態把握

□ 我が国へのベストプラクティス（経験知見・技術）を国際的に発信・展開しつつ、「新たな汚染を生み出さない世界」を目指した実効的な海洋プラスチックごみ対策に率先して取り組む

※指標の進捗を毎年把握。科学的知見の進展等を踏まえつつ、3年後を目指して見直しを行い、取組を強化していく。



脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業

2019年度予算
3,500百万円(新規)

環境再生・資源循環局
総務課 リサイクル推進室

背景・目的

- 世界的課題である海洋プラスチック問題、資源・廃棄物制約、地球温暖化対策等の観点から、**プラスチックの3Rや再生可能資源への転換が求められる。**
- さらに、中国や東南アジアによる禁輸措置が実施・拡大中であり、大量の廃プラスチックの国内滞留が深刻化し、焼却・埋立量や処理コストも増加。不法投棄・不適正処理も懸念され社会問題化。
- こうした構造的な課題を乗り越え、かつ、イノベーションやライフスタイル変革を通じて新たなグリーン成長を実現するためには、従来型のプラスチック利用を段階的に改め、石油資源由來の素材から紙、**バイオ・生分解性プラスチック等の再生可能資源への転換を図っていくとともに、使用済みの廃プラスチック等の省CO₂リサイクルシステムを構築することが不可欠。**
- このため、新たに策定する「プラスチック資源循環戦略」に基づき①代替素材である再生可能資源への転換・社会実装化、②使用済素材のリサイクルプロセス構築・省CO₂化を強力に後押しし、低炭素社会構築に資する国内資源循環システム構築を加速化する。

事業概要

①代替素材である紙、バイオ・生分解性プラ（再生可能資源）への転換・社会実装化支援

紙、バイオ・生分解性プラスチック等のプラスチック代替素材の省CO₂型生産インフラ整備・技術実証を強力に支援し、再生可能資源への転換・社会実装化を図る。

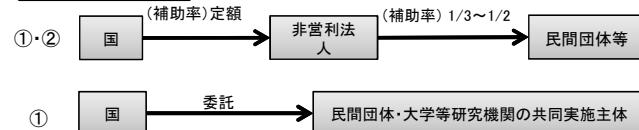
②プラスチック等のリサイクルプロセス構築・省CO₂化支援

複合素材プラスチックなどのリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO₂化を推進。

期待される効果

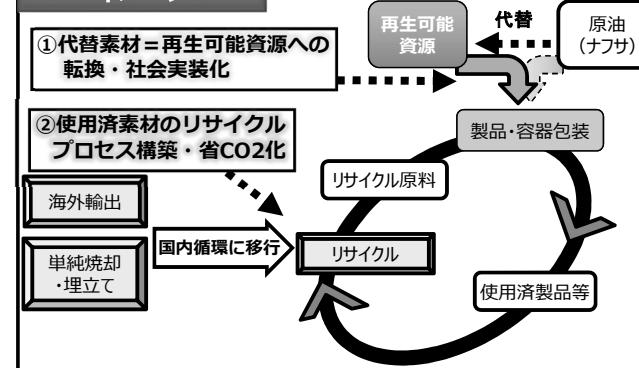
- プラスチック資源循環戦略に掲げるマイルストーンの達成（ワンウェイプラスチック排出抑制、容器包装リサイクル、使用済プラスチック全体の資源有効利用、再生素材利用、バイオマスプラ導入）
- 資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出（新たな成長の源泉）

事業スキーム



実施期間: 2019～2023年度

イメージ



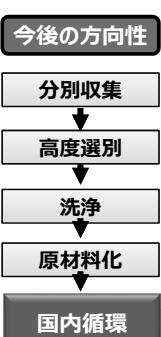
省CO₂型リサイクル等高度化設備導入促進事業

2019年度予算
3,330百万円(1,500百万円)
2018年度第2号補正予算
6,000百万円

環境再生・資源循環局
総務課 リサイクル推進室

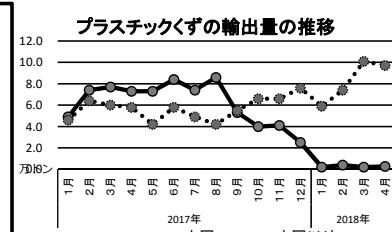
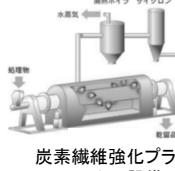
背景・目的

- これまで年間約150万トンの廃プラスチックが資源として海外に輸出され、その多くが中国に輸出されていた。一方、2017年12月末に中国が非工業由来の廃プラスチックの禁輸措置を実施。さらに、2018年12月末からは工業由来についても禁輸措置を拡大予定。加えて、中国に代わる輸出先となっていたタイ、ベトナムなども同様の禁輸措置を実施し、他の東南アジア諸国も導入の動きが見られる。この結果、国内での廃プラスチックの滞留が問題となっている。
- 昨年度、国内資源循環のための緊急的な支援制度を創設したが、アジア圏の禁輸措置拡大に対応するためには、当該措置を大幅に拡充し、設備の高度化・効率化を通じてプラスチックの国内リサイクル体制を速やかに確保することが不可欠。
- 加えて、急速に導入が進んでいる再生可能エネルギー設備等の低炭素製品の排出に適切に対応するため、エネルギー消費の少ない省CO₂型のリユース・リサイクル設備や「省CO₂型リサイクル等設備技術実証事業」等により実証された技術・システムの導入を進める必要。
- 以上を通じて、低炭素化と資源循環の統合的実現を目指す。



事業概要

- プラスチックの高度なリサイクルに資する省CO₂型（トップランナーと同水準）設備への補助
 - 低炭素製品等に係るリユース・リサイクルのための省CO₂型設備への補助
- (例)



事業スキーム



実施期間: 3年間 (2018年度～2020年度)

期待される効果

- 設備導入によるリユース・リサイクル段階でのCO₂削減の推進（2020年度86,000tCO₂/年の削減効果）
- 環境技術・システムの高度化による循環産業の競争力強化



海岸漂着物等地域対策推進事業

2019年度予算 400百万円（400百万円）
平成30年度第2号補正予算 3,100百万円

水・大気環境局
水環境課海洋環境室

背景・目的

日本の海岸には毎年、多くのごみが漂着している。海洋ごみは、国内外を問わず様々な地域由来のものが混在しており、自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあることから、国が補助金による支援を実施し海洋ごみ対策を進める必要がある。

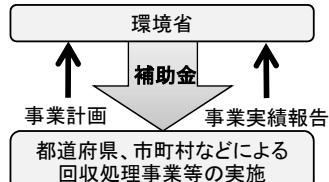
事業概要

海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

事業目的・概要

事業スキーム

都道府県に対して補助金を一括交付する。市町村事業への補助は都道府県を通じた間接補助事業となる。



(補助率)

○ 地域計画策定事業（都道府県のみ）…補助率 1/2、定額※（※流域圈を含む地域計画を策定する場合は10百万円を上限とする補助。2023年度までの時限措置。）

○ 回収・処理事業、発生抑制対策事業 … 補助率 9/10～7/10

さらに、自治体負担分の8割が特別交付税で措置

期待される効果

全国における海洋ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、将来にわたって海洋の優れた景観を維持・保全することにより、地域社会や漁業・観光等の地域の基幹産業の振興に欠かせない美しく豊かな海の実現に努める。

イメージ

漂流・漂着ごみの及ぼす様々な影響

海洋環境 沿岸居住環境 船舶航行 観光・漁業



海洋ごみの回収処理事業等の推進



重機やボランティアによる海洋ごみの回収処理活動
全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、海洋環境の保全等を図る。

「プラスチック・スマート -for Sustainable Ocean-」 キャンペーン

- 海洋プラスチック問題の解決に向けては、消費者を始め自治体・NGO・企業などの幅広い主体が、一つの旗印の下に連携協働して取組を進めることが必要。
- このため、ポイ捨て撲滅を徹底した上で、不必要的ワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、“プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進し、我が国の取組を国内外に発信していくキャンペーンを「プラスチック・スマート -for Sustainable Ocean-」と銘打って展開。 ※590団体・804件登録（2019/7/18）

個人、消費者

<取組例>

- ・ポイ捨て撲滅、ごみ拾い活動への参加
- ・マイバッグの活用、リユースなど
- ・プラスチックの有効利用



自治体、NGO、企業など

<取組例>

- ・散乱ごみや海岸漂着物の回収
- ・ワンウェイのプラスチックの排出抑制
- ・バイオマスプラスチックや紙などの代替素材の利用

「プラスチック・スマート」
キャンペーン



共通ロゴマーク



世界経済フォーラム
官民連携プラットフォーム
(PACE)

世界循環経済フォーラム
(WCEF)

特設キャンペーンサイト

SNS
(#プラスチックスマート)

「プラスチック・スマート」
フォーラム

国内外に発信

「G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」の機会に、フォーラムを実施し、優良な取組を大臣表彰・発表

海ごみゼロウィーク

UMIGOMI Zero WEEK



目的

5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）前後の期間を、海ごみゼロウィークとして海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃アクションを全国の個人・団体・企業・自治体へ呼び掛け、ごみ拾い活動を行い、そのアクションを可視化していく。それにより、プロジェクトをオールジャパンで連動し現象化していく、世界へ発信していく。

活動の柱

日本財団・環境省から、各団体・機関に応じて下記内容を呼び掛け、海ごみゼロウィークをオールジャパンで促進していく。

①ごみ拾い活動

- ごみ拾い活動の呼び掛けを行い、
ウィーク期間中に広域で実施。
- ・政府官公庁
- ・NPO・NGO、ボランティア団体
- ・地方自治体、地域コミュニティ
- ・海と日本連携パートナー、など

②ごみの調査・分析

- ごみ拾い活動で収集したごみの調査を行い、どこでどのようなくみがどのくらいの量や種類があるかなどを分析し報告。
- ・地方自治体
- ・各研究機関
- ・NPO・NGO、関連企業等

③海洋ごみ普及啓発

- 海洋ごみに対する知識・意識向上を目的としたセミナーや学習プログラム、イベントなどを実施していく。
- ・地方自治体
- ・海洋関係団体
- ・NPO・NGO

日本財団・環境省の取組

- ・各活動やイベントの情報を集約しweb上で掲出するなど、情報を発信。
- ・オリジナルごみ袋の提供
- ・後方支援活動(取材・撮影等サポート)

メッセージ

■趣旨

いま、海洋ごみによって、海の未来は危機に瀕している。海の危機は、人類の危機。そして、海洋ごみの大半は、町から来ている。私たちの身近な生活ごみは、川から海へと流れ、海を汚していく。だからこそ、海の豊かさを守り、これ以上、海にごみをださない、という強い意思で、日本全体が、世界中が連帯する必要がある。5月30日（ごみゼロの日）～6月8日（世界海洋デー）前後までを海ごみゼロウィークと定め、日本全体が連帯し、海洋ごみ削減のためのアクションを一斉に行う。ごみを出さない、ごみを捨てない、ごみを捨てる。この当たり前の行動は、日本の誇りであり、世界の模範となる。そして、一人ひとりの行動が、海の未来を守ることにつながる。いまこそ、行動を起こそう。日本から世界へ、海の未来を変える挑戦を実現していこう。

■共通アクション

アイテムを身に着けて、

海ごみゼロ袋でみんなで全国一斉清掃アクション！



青いTシャツや青いタオル、青いアクセサリーなど、青色のアイテムを身に着けて活動に参加して、オリジナルごみ袋でごみ拾いを行う。

目標

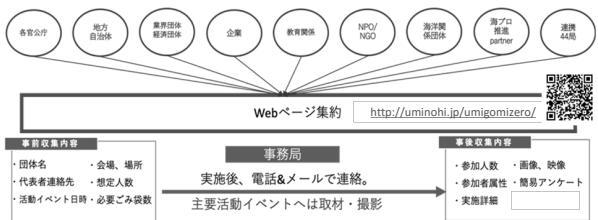
3年で延べ、240万人のプロジェクト参加

■2019年海ごみゼロウィーク期間中
ウィーク全体で、2000箇所で、80万人規模参加を目指す

情報集約

環境省

日本財団



G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境 に関する関係閣僚級会合の成果について

開催概要

※19の国およびEU

日 時：令和元年6月15日（土）～16日（日）

場 所：長野県軽井沢町

参加国：G20各国※及び招聘国の関係閣僚

気候変動分野の成果等

G20 Ministerial Meeting on Energy Transitions and
Global Environment for Sustainable Growth
June 15-16, 2019 Karuizawa, Nagano, Japan
G20-NETW G20-JAPAN

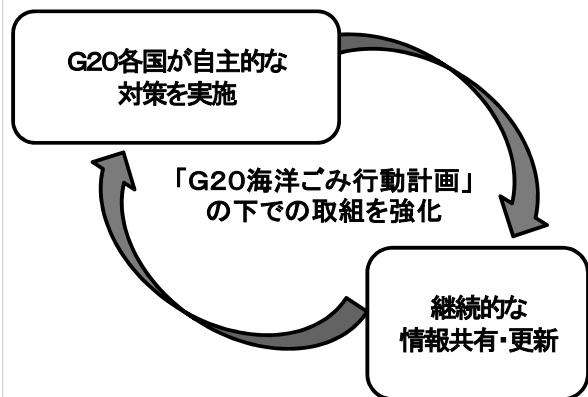


- ・本会合の成果物として、議論の内容をまとめたコミュニケーション・アクションプラン、海洋プラスチックごみ対策実施枠組、適応アクションアジェンダが採択された。
- ・特にコミュニケーションについては、G20として一致したメッセージを発出し、気候変動分野でも米国を孤立させることなく、「環境と成長の好循環」という1つのコンセプトにG20が全体で合意できた。
- ・日本の長期戦略で取りまとめた「環境と成長の好循環」実現のための三本柱である ①G20の主要な研究機関等を集めた会議体(RD20)等によるイノベーション推進、②民間資金の誘導、③ビジネス環境整備、などについて具体的な取組をまとめた「軽井沢イノベーションアクションプラン」を採択。
- ・これらの成果については、6月28日（金）、29日（土）のG20大阪サミットでの首脳レベルの合意に繋げることができた。今後は、世界が一丸となって地球規模の環境課題の解決に向けた取組を一層前進させるよう、引き続き全力で取り組んで行く。

G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組の概要

1. 「G20海洋ごみ行動計画」の効果的な実施の促進

- 適正な廃棄物管理、海洋プラスチックごみの回収、革新的な解決策（イノベーション）の展開、各国の能力強化のための国際協力等による、包括的なライフサイクルアプローチを推進
- G20各国は、G20資源効率性対話等の機会を活用し、海洋プラスチックごみに関する政策、計画、措置等の情報について、継続的に共有及び更新を実施



2. G20間の協調行動とG20外への展開

- 科学的知見の共有
(海洋ごみの現状と影響の測定、モニタリング等のための科学的基盤の強化)
- 國際協力の推進
- 革新的な解決策の推進
- 多様な関係者の関与及び意識向上



G20大阪サミットの成果について①

開催概要

日 時：令和元年6月28日（金）～29日（土）
場 所：大阪府大阪市
参加国：G20各国、EU及び招聘国の首脳



環境分野の主な成果

- ・本会合の成果物として、「G20大阪首脳宣言」が採択され、20か国が一致して、「環境と成長の好循環」がイノベーションを通じて行われるパラダイム・シフトが必要とされていること等を確認した。
- ・気候変動に関しては、イノベーションの促進、非国家主体の参加促進、緩和・適応・環境保護・強じんなインフラの連携強化、及び、軽井沢で行われた閣僚会合における成果に留意すること等に一致した。なお、パリ協定については、「同協定の完全な履行についてのコミットメントを再確認する」という文言が入った一方、米国については「同協定から脱退するとの決定を再確認する」との表現となった。
- ・海洋プラスチックごみに関しては、2050年までに汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をG20首脳間で共有し、軽井沢で行われた閣僚会合で策定した「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を承認するものとなった。

G20大阪サミットの成果について②

環境と成長の好循環に関する成果

- ・イノベーションを通じて、「環境と成長の好循環」を加速させるため、世界中から国際的な最良の慣行と知識を集め、公的及び民間の資金、技術及び投資を動員し、ビジネス環境を改善する

「産業界が公的部門と相乗効果を持って重要な役割を果たす形で、環境と成長の好循環が技術革新を通じて行われるパラダイム・シフトが必要とされている。この目的のため、我々は、好循環を加速化させ、強じんで、包摶的で、持続可能な将来への転換を主導する重要性を強調する。我々は、具体的で実際的な行動をとり、世界中から国際的な最良の慣行と知識を集め、公的及び民間の資金、技術及び投資を動員し、ビジネス環境を改善する重要性を強調する。」

気候変動に関する成果

- ・持続可能な開発のための包括的資金調達、並びに、低排出及び強じんな開発のための幅広い分野におけるイノベーションを促進するために努力する
- ・非国家主体を含む広範な参加を得て、全てのレベルにおいて気候に関する行動をとる
- ・緩和行動、適応措置、環境保護及び強じんなインフラとの間の一貫性を育む
- ・軽井沢でのG20 エネルギー・環境大臣会合における成果を留意し、国連事務総長の気候行動サミットの成功及びCOP25における具体的成果を期待する
- ・パリ協定の完全な実施についてのコミットメントを再確認する（米国については独自の立場を別途記載）

G20大阪サミットの成果について③

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

- ・G20首脳が、共通のグローバルなビジョンとして共有
- ・他の国際社会のメンバーにもビジョンを共有するよう求める



「社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」

G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組

- ・G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で採択
- (1) G20各国は、以下のような自主的な取組を実施し、効果的な対策と成果を共有、更新
- ①適正な廃棄物管理、②海洋プラスチックごみの回収、③革新的な解決策（イノベーション）の展開、
 - ④各国の能力強化のための国際協力など
- (2) G20各国は、協調して、①国際協力の推進、②イノベーションの推進、③科学的知見の共有、
- ④多様な関係者の関与と意識向上等を実施するとともに、G20以外にも展開
- ・上記を、G20首脳が承認

「我々はまた、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を支持する。」

資源効率性対話

- ・実施枠組の成果の共有の場として活用
- ・軽井沢での大臣会合でG20資源効率性対話のロードマップを策定することに合意、この合意を、サミットでも承認

「我々は、議長国を務める日本の下でG20資源効率性対話のロードマップが策定されることを期待する。」

2. 家電リサイクル法について

(1) 施行状況

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）は、小売店等による廃家電の引取り、製造業者等によるリサイクルの実施等に関し、都道府県、市区町村を始めとする関係団体等の御協力の下、着実に施行されているところである。

平成 30 年度に全国の指定引取場所で引き取られた家電 4 品目は合計約 1,356 万台（前年度比約 14.1% 増）であった。

また、平成 30 年度における製造業者等の再商品化率は、エアコン 93%、ブラウン管式テレビ 71%、液晶・プラズマテレビ 86%、冷蔵庫・冷凍庫 79%、洗濯機・衣類乾燥機 90% であった。再商品化の実績は引き続き家電リサイクル法で定める再商品化等基準を上回っている。

製造業者等や小売業者、市区町村、国、消費者が廃家電の回収促進に取り組み、社会全体で適正なリサイクルを推進していくため、平成 27 年 3 月末に廃家電の回収率目標を家電リサイクル法の基本方針に規定した。

回収率については、（適正に回収・リサイクルされた廃家電の台数）／（出荷台数）で算出することとしており、平成 25 年度には 49% であった回収率を平成 30 年度までに 56% 以上とする目標を達成するため、平成 28 年 3 月に、各主体の取組をまとめたアクションプランを作成し、各種取組を行ったところである。

平成 29 年度の回収率は 53.4% と、回収率目標設定以降で最高の回収率となった。平成 28 年度に比べ回収率が大きく伸びた具体的な要因としては、排出者や小売業者に対する周知啓発などの取組に加え、義務違反を行った小売業者に対して勧告を行うなど家電リサイクル法の執行に特に力を入れたことや、廃棄物処理法改正及びバーゼル法改正の施行を見据えた動きなどが考えられる。また、中国による固体廃棄物の輸入規制による雑品輸出ルート縮小の影響が生じている可能性も考えられる。貴都道府県におかれでは、アクションプランに基づき、回収率目標達成に向けた取組を引き続き進めていただきたい。

また、リサイクル料金の費用負担方式については、今後の見直しにおける参考とするべく、諸外国における廃電子電気機器のリサイクル制度について、現状と課題について調査を行っている。

＜参考資料＞

平成 30 年度における家電リサイクル実績について

<http://www.env.go.jp/press/106879.html>

(2) 小売業者の引取義務外品の回収体制構築について

買換えの場合及び自ら過去に販売した家電4品目については、小売業者に引取義務が課せられているが、小売業者にこうした引取義務が課されていない廃家電（いわゆる「小売業者の引取義務外品」）の回収体制が構築されていない場合は、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがある。このため、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市区町村が、地域の実情に応じて小売業者や廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を構築する必要がある。家電リサイクル法施行後17年が経過しており、小売業者の義務外品の回収体制の構築および小売業者に引取義務が課せられている廃家電の排出方法の周知のいずれもが完了している市区町村は平成30年11月時点で全体の65.8%と、前年と比べ20.7ポイント向上し、全国的に取組が広がりつつあるが、人口規模の小さい自治体ほど回収体制が構築されていない状況となっている。

平成28年1月に改正した、廃棄物処理法の基本方針においても、「小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、(中略) 平成三十年度までに、百パーセントまで増大させる。」と規定された。

また、環境省では、すべての市区町村において回収体制が構築されるよう、平成27年3月に「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を作成し、都道府県を通じて市区町村に提供しているところである。

令和元年度は、平成30年度に引き続き、市区町村の意向を元に、大手家電流通協会及び全国電機商業組合連合会に御協力いただきながら、環境省が小売業者の両団体及び都道府県・市区町村と調整を行い、回収体制構築等の完了に向けた支援を行っている。貴都道府県におかれでは、貴管内の小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されていない市区町村に対し、当該ガイドラインに基づく回収体制の構築について、今年度中に取組を完了するよう、周知と協力をお願いしたい。

<参考資料>

小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/kaden/conf/attach/rep_201503.pdf

人口規模別の義務外品の回収体制の構築状況（平成 30 年 11 月 1 日時点）

	「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」の回収体制を構築している市区町村数 (A)	うち、小売業者に引取義務のある廃家電の排出方法の周知も適切になされている市区町村 (A')	全市区町村数 (B)	全市区町村に占める割合 (%)	
				全市区町村に占める割合 (%) (A/B)	全市区町村に占める割合 (%) (A'/B)
市区町村数（件）	1,183 (859)	1,145 (786)	1,741 (1,741)	67.9% (49.3%)	65.8% (45.1%)
政令市	19 (19)	19 (19)	20 (20)	95.0% (95.0%)	95.0% (95.0%)
中核市	51 (39)	51 (39)	54 (48)	94.4% (81.3%)	94.4% (81.3%)
一般市	15万人以上 10万人以上15万人未満 10万人未満	84 (77) 89 (77) 415 (301)	84 (75) 88 (75) 406 (278)	95.5% (82.8%) 87.3% (75.5%) 78.7% (57.0%)	95.5% (80.6%) 86.3% (73.5%) 77.0% (52.7%)
特別区	23 (23)	23 (23)	23 (23)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
町 村	1万人以上 1万人未満	283 (195) 219 (128)	277 (177) 197 (100)	421 (423) 506 (504)	67.2% (46.1%) 43.3% (25.4%)
人口（万人）	11,437 (9,984)	11,357 (9,762)	12,771 (12,763)	89.6% (78.2%)	88.9% (76.5%)

（3）不適正処理に対する取締りについて

消費者による廃家電の適正排出を促進していくためには、関係主体がそれぞれの立場を最大限活用し、連携しながら普及・啓発を実施する必要がある。貴都道府県におかれては、違法な不用品回収業者に排出されることなく、消費者により、法や自治体の定める適正なルートに排出されるよう、貴管内市区町村に対して、引き続き廃家電の適正排出の啓発を実施していただくとともに、今後、各主体が普及啓発を実施する際には、御協力頂くようお願いしたい。

また、使用済家電の適正な処理を担保し、適切にリサイクル料金を負担している者との公平性や、国内のリサイクルの形骸化、海外での環境汚染に繋がらないよう、貴都道府県におかれては、貴管内の市区町村と連携し、警察などの関係機関に協力を求めつつ違法な不用品回収業者やヤード業者、その他不適正処理を行う業者の指導取締りをお願いしたい。

上記の取組を推進するため、昨年度、違法な不用品回収業者対策のためのセミナーを実施（全国 4箇所で開催）した。今年度も、全国 3箇所程度にて開催を予定しているため、是非、参加いただきたい。

（4）不法投棄・離島対策等の状況について

平成 29 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数（推計値）は、エアコンが 900 台（構成比 1.7%）、ブラウン管式テレビが 25,400 台（同 46.8%）、液晶・プラズマテレビが 7,500 台（同 13.9%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が 13,000 台（同 24.0%）、電気洗濯機・衣類乾燥機が 7,400 台（同 13.7%）で、4 品目合計では 54,200 台（前年度と比較して約 13.0% 減）となった。

<参考資料>

平成 29 年度廃家電の不法投棄等の状況について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/106323.html>

また、一般財団法人家電製品協会が実施している不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力については、令和 2 年度まで延長して実施されることとなっており、令和元年度分の公募結果については、家電製品協会の H P で公開されている。

不法投棄された廃家電の処理費用の負担軽減や離島地域における廃家電の製造業者等への引渡しに関する負担軽減となることから、都道府県におかれでは、貴管内市区町村に対し、本事業の積極的活用を御検討いただくよう周知をお願いしたい。

<参考資料>

不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力（家電製品協会 H P）

<https://www.aeha.or.jp/recycle/>

（5）家電 4 品目を取り扱う廃棄物処分業者の実態把握

家電 4 品目の処分を行う者は、廃棄物処理法に基づく処理基準（「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として大臣が定める方法」（平成 11 年 6 月厚生省告示第 148 号））を遵守する必要があり、この処理基準は、家電リサイクル法の再商品化義務者である家電メーカーやその委託先のプラントのほか、廃棄物処分許可業者についても当然適用される。

また、家電メーカーに対して、家電リサイクルの質を担保していく観点から、部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について示したガイドラインを平成 27 年 1 月に策定したところであるが、当該ガイドラインは廃棄物処分許可業者においても遵守することが望ましい。

都道府県におかれでは、家電 4 品目の処分を行う廃棄物処分許可業者について、その実態を把握するとともに、処理基準が遵守されているか、処理基準を満たすための設備が導入されているか等について、指導、監督をお願いしたい。

<参考資料>

再商品化率の引き上げと高度なリサイクルの促進について

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-33/mat04.pdf>

再商品化率等ガイドラインの概要について

http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-34/mat05_3.pdf

3. 小型家電リサイクル法について

(1) 施行状況

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成 25 年 4 月 1 日に施行され、6 年が経過したところである。現在、小型家電リサイクル法附則に基づき、施行状況の評価・検討が中央環境審議会・産業構造審議会の合同審議会で実施されている。

使用済小型家電の回収量については、平成 28 年度には 6 万 8 千トン、平成 29 年度は 7 万 8 千トンと増加しているが、小型家電リサイクル法に基づく基本方針における回収目標「平成 30 年度までに年間回収量 14 万トン」の達成に向けては更なる取組の促進が必要である。

市町村の参加状況については、参加又は参加の意向を示した市町村が、全国 1,741 市町村（特別区含める）のうち、前回調査（平成 30 年 6 月 1 日現在）では 1,613 市町村（全市町村の 93%）となるなど、市町村による取組が広まっていることを示す結果となった。

今後、環境省としては、市町村のより効率的・効果的な回収スキームの構築に向けた支援を進め、一人当たり回収量の向上に努めて参りたい。引き続き、都道府県等におかれても協力をお願いしたい。

＜参考資料＞

小型家電リサイクル法関係資料

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law.html>

中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第 17 回）資料

http://www.env.go.jp/council/03recycle/_4_17.html

(2) 回収量拡大に向けた市町村への支援について

環境省では平成 28 年度から市町村における小型家電リサイクルの拡大及び採算性確保に向けた市町村支援事業を実施している。本事業は、これまでに蓄積されたノウハウを活かし、各市町村の現在の取組状況のヒアリングや、清掃工場等の現場確認、小型家電リサイクルに係わる費用便益の分析等を行うことで個別の市町村の状況を十分に把握した上で、対策メニューを提案するものであり、積極的に御活用いただきたい。

また、支援事業等で得られた優良事例や、都道府県が市町村に対して実施している支援の取組の優良事例については、平成 30 年度にそれぞれ「市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き」及び「小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の取組事例集」として取りまとめ、環境省ホームページで公開している。これらの事例も参考に、各市町村に合った小型家電リサイクルについてご検討いただきたい。

さらに、市町村の小型家電リサイクル事業の費用便益を簡便に計算することを目的として、費用便益分析ツールを作成し、環境省ホームページで公開している。このツールを活用し、小型家電リサイクルにおける経済合理性の観点も踏まえ、取組を促進するようお願いしたい。

市民への広報普及については、市町村から配布されるごみカレンダーや広報誌等の効果が大きいことが分かっており、積極的にこれらの媒体を活用するよう協力をお願いしたい。併せて、学校教育で実際に活用できる資料教材である「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」の積極的なご活用をお願いしたい。

<参考資料>

市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/tebiki.pdf>

小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の取組事例集

http://www.env.go.jp/recycle/recycle/recycling/raremetals/kodenzi_reisyu.pdf

市町村における小型家電リサイクルの費用便益分析ツール

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/bunseki.xlsx>

小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/kodenzyugyo.html>



「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」

(3) 個人情報保護対策の適切な実施について

使用済小型電子機器等の中には、個人情報が記録されているものもあるため、個人情報の保護対策に配慮する必要がある。特に他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高いパソコンや携帯電話・PHS 端末については、十分な配慮が必要である。これらの品目を回収する場合には、消費者に対して個人情報を消去したうえで排出することを周知徹底とともに、収集時及び保管時においても、施錠できる場所で保管する等の適切な個人情報保護対策を講ずるよう、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

なお、小型家電リサイクル制度では、それぞれの実情に合わせた形で市町村毎に回収品目や回収方法を定めているところだが、改めて各市町村における「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」を参照いただき、適切に個人情報保護対策を講じたうえで、積極的に小型家電リサイクルに取り組んでいただきたい。

<参考資料>

使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/g1_collect140228.pdf

(4) 認定事業者以外の再資源化事業者との契約について

「市町村—認定事業者の契約に係るガイドライン」では、適正な再資源化が可能であると各市町村において判断できる場合には、小型家電リサイクル法第5条に規定する「その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者」（以下「その他適正な者」という。）へ小型家電を引き渡すことも可能とされている。一方で、認定事業者と同様に「適正な再資源化」がなされているかどうか、市町村で御確認頂く必要があるので、御注意頂きたい。

その他適正な者の「適正性」の確認のため、残渣の処理先、当該事業者が再資源化した金属等の重量¹等について、御確認いただく必要がある。平成31年3月に改定した「市町村—認定事業者の契約に係るガイドライン」（以下、「契約ガイドライン」という。）において、適正性の確認方法をチェックリスト形式で示しているので、御参考頂きたい。

また、その他適正な者との契約に当たっては、適切に再資源化を実施し得る者を選定できるよう契約ガイドラインに沿った入札方式を採用いただきたい。

以上について、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

<参考資料>

市町村—認定事業者の契約に係るガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl_agree140425.pdf

(5) 携帯電話、パソコンの回収促進について

携帯電話やパソコンはメーカー等による自主回収のスキームも既に実施されているが、様々な排出方法を選択できることによる消費者の利便性向上、さらに、高品位品であるため回収量増加により事業採算性の確保が期待できることから、各市町村におかれても積極的に小型家電リサイクル法に基づく回収を行っていただきたい。

特にパソコンについては、「4. パソコン及び小型充電式電池のリサイクルについて」において後述のとおり、メーカーによる自主回収が従来から実施されてきたことから、小型家電リサイクル法に基づく回収の対象品目に含めていない市区町村が少なくない。こうした背景から、環境省では平成28年11月11日付け事務連絡において各市区町村に対し、回収対象品目にパソコンを追加することを検討いただく様にお願いした。

¹ 認定事業者以外の再資源化事業者においても、当該事業者の1年間の合計の処理実績と各市町村からの使用済小型家電の引渡量等を用いて市町村別の再資源化された有用金属の量を算定することができる。

4. パソコン及び小型充電式電池のリサイクルについて

(1) 資源有効利用促進法について

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）においては、政令で指定した製品について製造等事業者による回収及び再資源化の取組を求めており、現在、パソコン及び小型充電式電池を対象製品（指定再資源化製品）に指定している。

＜参考資料＞

環境省ホームページ（資源有効利用促進法の概要）

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/recyclable/gaiyo.html>

① パソコン

事業系パソコンについては、製造等事業者が自ら指定した指定回収場所において自主回収し、再資源化を行い、リサイクル費用は排出者が排出時に負担することとなっている。

家庭系パソコンについては、平成15年10月から製造等事業者による自主回収及び再資源化が開始された。なお、平成15年10月以降、新規に販売されたパソコンについては、当該製品が廃棄される際には当該製造等事業者が無償で引き取ることとしている。

また、一般社団法人パソコン3R推進協会により、自作パソコンや倒産したメーカーのパソコン等のメーカー等不存在パソコンの回収及び再資源化についても、平成16年7月から開始されている。

なお、パソコンについては上述の自主回収のスキームのほか、様々な排出方法を選択できることが消費者の利便性向上になり、ひいては全体としてのリサイクルが促進されることから、小型家電リサイクル法の対象品目にも指定されており、「3. 小型家電リサイクル法について」において前述のとおり、両スキームを活用してリサイクルの推進を図っていただきたい。

＜参考資料＞

一般社団法人パソコン3R推進協会ホームページ（自治体向け広告サンプル）

<http://www.pc3r.jp/home/pdf.html>

② 小型充電式電池

小型充電式電池については、製造等事業者が小型充電式電池使用機器の製造等事業者の協力を得つつ、小形二次電池の使用事業者からの回収及び販売店の店頭等に設置した回収ボックスでの回収を無償で行い、再資源化を実施

している。加えて、一般社団法人 J B R C が一般廃棄物広域認定を取得し、平成 30 年 10 月より、一般廃棄物としての小型充電式電池についても回収・再資源化を開始している。

従来から小型充電式電池は無償で回収されてきた経緯もあり、法に基づく自主回収等が更に進むことによってリサイクルの推進が図られることが期待されるところであり、都道府県においても、小型充電式電池のリサイクル、とりわけ家庭からの回収が円滑に進むよう、小型充電式電池が含まれる機器の情報提供や貴管内における具体的な回収場所の把握、住民への周知など、市町村の住民等に対する普及啓発等の推進をお願いしたい。

また、平成 30 年 9 月 28 日付け事務連絡において、各市区町村に対して依頼しているとおり、各自治体の公共施設等、貴管下市町村における小型充電式電池の回収拠点登録に引き続き御協力をお願いしたい。

＜参考資料＞

小型充電式電池リサイクルのページ（一般社団法人 J B R C のページ）

<https://www.jbrc.com/>

5. 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」 について

平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 までの期間で東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の入賞メダルに小型家電から抽出されたリサイクル金属を用いるプロジェクト（通称「メダルプロジェクト」）が実施された。環境省では、日本全国のすべての国民の参加が得られる体制を構築し、小型家電リサイクル制度がレガシーとして循環型社会に定着することを目指して、本プロジェクトを積極的に推進した。

各自治体、全国の郵便局及び商工会議所・商工会等に対する回収ボックスの設置や全国各地のイベントでの本プロジェクトの P R ・ 小型家電回収を通じ、各自治体との連携を加速させていったところ、プロジェクト終了時点において、本プロジェクトに参加した市区町村数は、全国 1,741 のうち 9 割を超える 1,575 市区町村となった。多くの自治体の協力を得られた結果、令和元年 7 月 10 日には、東京 2020 組織委員会による「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト 100% 達成感謝イベント」も開催され、メダル製作に必要な原材料を確保できたことも発表されたところであり、改めて御礼申し上げたい。

一方で、メダルプロジェクトは平成 31 年 3 月末に終了したが、当該プロジェクト終了後も都市鉱山リサイクルを通じた循環型社会構築のために引き続き小型家電リサイクル制度に取り組む必要がある。については、環境省が今後積極的に推進する「アフターメダルプロジェクト」において、新たに携帯電話・スマ

ートフォン専用回収ボックス等の配布や各自治体・認定事業者等と連携した小型家電リサイクルのPRイベントを実施していく予定であるので、各自治体におかれても引き続き小型家電リサイクル制度の普及啓発に取り組むようお願いしたい。

＜参考資料＞

アフターメダルプロジェクト概要資料

みんなのメダルプロジェクトから「アフターメダルプロジェクト」の実施へ

都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト

○環境省では、2017年4月から2019年3月まで、東京2020大会で使用するメダルについて、使用済み小型家電リサイクル由来の金属から製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」（主催：東京2020大会組織委員会）を積極的に推進。

○組織委員会よりメダル製作に必要な金属量が確保できたとの発表（2019年7月10日）。



メダル作製に必要な量
メダル総数約5,000個
金:32kg 銀:3,500kg 銅:2,200kg(組織委員会発表)

※メダルは東京2020組織委員会が製作します。
※左記の必要な金属量を確保できたと東京2020組織委員会より発表

メダルプロジェクトの成果をレガシーとして活用し、
「アフターメダルプロジェクト」の推進を実施！！

アフターメダルプロジェクト概要

○小型家電リサイクルに取り組む自治体等の支援のため、①追加の回収ボックス提供、②広報物品配布、③普及イベント開催時の支援等を実施。

○具体的には、スペシャルオリンピックスと連携回収、地域のスポーツ大会等での利用、ショッピングモール・小売店・交通機関・郵便局・教育機関等での回収促進や、小型家電の解体を通じた障がい者などの働き口拡充等で、継続した小型家電リサイクルの取組を実施。

○その他、環境省と関係者が連携した普及・回収促進イベントの開催を予定。

➡ 小型家電リサイクルの社会への定着、循環型社会の推進へ！

6. 食品廃棄物対策

＜参考資料＞

環境省 HP 食品リサイクル関係

<http://www.env.go.jp/recycle/food/index.html>

(1) 食品ロスの削減

国連の「持続可能な発展のための2030 アジェンダ」に盛り込まれた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、食品廃棄物に関して、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」目標が掲げられた。今後、こうした国際合意も踏まえながら、我が国における食品ロス削減・食品リサイクルを促進していくこととしている。

平成29年6月に、循環型社会形成推進基本法に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下「第四次循環計画」という。）が閣議決定され、その

中に、SDGs を踏まえた家庭系の食品ロス削減目標（家庭から発生する食品ロスを 2030 年度までに半減）を含めるとともに、事業系の食品ロス削減目標についても、本年 7 月に策定した食品リサイクル法の基本方針において、2030 年度までに 2000 年度比で半減させるとの目標を定めた。

これまでにも、食品リサイクル法の基本方針等を踏まえ、官民を挙げた食品ロス削減国民運動を展開し取組を促進しており、環境省では、以下に示す事業を通じて食品ロスの削減に取り組んでいるところである。食品ロスの削減は、市町村の廃棄物処理コストの削減にもつながるものであることから、都道府県をはじめ自治体におかれては、地域の状況に応じて、食品ロス削減のため、地域の事業者等とも連携しつつ、きめ細やかな普及啓発に取り組んでいただきたい。

① 食品ロスの削減の推進に関する法律の成立

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年 5 月法律第 19 号) が超党派の議員連盟による議員立法にて成立。

国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記している。詳細については、本年 5 月 31 日に消費者庁通知(令和元年 5 月消政策第 126 号)を都道府県食品リサイクル担当部局に送付しているため、参考としていただきたい。

② 食品ロス量全国推計値の公表

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」が国全体で年間約 643 万トン(平成 28 年度実績)あるとの推計を平成 31 年 4 月に公表した。

③ 「食品ロス削減全国大会」の開催

平成 30 年 10 月 30 日に、京都府京都市において、「第 2 回食品ロス削減全国大会」(主催：京都市、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会※)を開催した。なお、今年は「第 3 回食品ロス削減全国大会」を 10 月 30 日に徳島県徳島市において開催する。

※…「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する自治体が、広く全国で食べきり運動等を推進し、食品ロスを削減することを目的とする協議会(令和元年 5 月 23 日現在で 47 都道府県 389 市区町村が参加)

④ 市町村による食品ロスに係る調査の支援

廃棄物処理法基本方針では、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数を、平成30年度までに200市町村に増大させる目標を設定した。環境省では、平成29年度より引き続き過去に食品ロスの組成調査を行っていない市町村に対して、組成調査に対する財政的・技術的な支援を行うとともに、環境省のホームページにおいて調査手順書と解説動画を公開している。

⑤ 学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3Rの促進

学校給食における再生利用等の取組を促進するため、学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進に関するモデル事業を平成27年度から開始し、平成30年度は音更町及び藤枝市において事業を実施している。

また、平成29年度には、3年間のモデル事業の結果に基づいて、市区町村の教育現場において、食品ロス削減に係る取組を容易に実施することができ るよう、「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル」を作成し、環境省のホームページに公開した。令和元年7月1日現在、前述の音更町及び藤枝市の事例を追加したものを最新版として公開している。自治体におかれましては、必要に応じて本マニュアルを施策の検討にご活用いただきたい。

⑥ 自治体等と連携した普及啓発と情報提供

環境省では、自治体や事業者等における取組を支援するため、宴会での食べきりを促す3010運動の啓発のための三角柱ポップや、消費期限や賞味期限が近い商品から購入することを消費者に対して促す際ためのキャラクター「すぐたべくん」、家庭で発生する食品ロスを日記形式で記録できる「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」といった、啓発資材を作成し、ホームページにて提供している。また、消費者や事業者・自治体の担当者等が食品ロスに関する正確で分かりやすい情報を得られるよう、食品ロスに関する情報を集約したポータルサイトを作成した。さらに、地方自治体が食品ロス削減の取組を行う際の参考となるよう、「食品ロス削減のための施策バンク」（全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会作成）の事例のうち先進性や汎用性の高い7つの事例について、具体的な手順等をマニュアルとして取りまとめた。

(2) 食品リサイクルの推進（食品リサイクル法）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）は、食品廃棄物等について、発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収することを目的とし、食品関連事業者に対して、再生利用等実施率や発生抑制の目標値を課している。

平成 29 年 6 月に閣議決定された第四次循環計画において、家庭系食品ロスの削減目標が定められるとともに、事業系食品ロスの削減目標を食品リサイクル法の基本方針の中で設定するとしたことを受け、令和元年度に予定していた施行状況の点検を 1 年前倒しとなる平成 30 年度から開始し、本年 7 月には家庭系食品ロスの削減目標と同様に、2030 年度までに 2000 年度比で半減するとの目標を食品リサイクル法の改正と併せ、基本方針において定めたところ。

また、食品リサイクル法では、食品循環資源の再生利用を促進していくため、再生利用の委託先となる事業者を確保する観点から「登録再生利用事業者制度」が、また、再生品である飼料、肥料等とそれによって生産された農畜水産物の利用までを含めた計画的な再生利用の促進を図る観点から「再生利用計画認定制度」（いわゆる「食品リサイクルループ」認定制度）が設けられている。

食品リサイクル法が施行して以降、一定の成果が認められるが、未だ目標に達していない業態もあることから、引き続き取組を進める必要がある。

① 平成 28 年度における食品循環資源の再生利用等実施率

業種	年間 発生量 (千トン)	業種別 実施率 目標 (%)	再生利用等実施率(%) ()の数字は再生利用等実施量								
			発生抑制	再生利用			(用途別仕向先)			熱回収	減量
				飼料	肥料	その他					
食品製造業	16,167	95	95 (17,714千t)	13 (2,420千t)	81 (13,090千t)	62 (9,965千t)	15 (2,205千t)	4 (920千t)	3 (533千t)	10 (1,671千t)	
食品卸売業	267	70	65 (228千t)	24 (83千t)	47 (126千t)	14 (38千t)	22 (58千t)	11 (31千t)	1 (3千t)	6 (16千t)	
食品小売業	1,271	55	49 (751千t)	17 (261千t)	38 (482千t)	16 (205千t)	12 (152千t)	10 (125千t)	0 (1千t)	1 (7千t)	
外食産業	1,994	50	23 (504千t)	7 (161千t)	14 (287千t)	3 (61千t)	5 (97千t)	6 (128千t)	0 (0千t)	3 (56千t)	
食品産業計	19,700	—	85 (19,197千t)	13 (2,925千t)	71 (13,984千t)	52 (10,269千t)	13 (2,512千t)	6 (1,204千t)	3 (537千t)	9 (1,751千t)	

② 食品関連事業者の発生抑制の目標値

平成 26 年に設定した発生抑制目標値については、9 割の事業者が目標値を達成している状況を踏まえ、本年 7 月の食品リサイクル法の改正において、既に設定されている 31 業種のうち、19 業種で見直しを行うとともに、設定されていなかった 44 業種のうち、新たに 3 業種で目標を定めた。詳細についてはインターネットで「食品廃棄物等の発生抑制の取組」と検索し、農林水産省のホームページを参照のこと。

③ 食品リサイクル法の施行状況の点検

平成 29 年 10 月より、中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会の合同会合において、食品リサイクル法の施行状況の点検を進め、前述のとおり令和元年 7 月に改正を行った。

④ 地域における食品リサイクル推進の取組

食品流通の川下の再生利用等が進んでいない理由として、食品廃棄物等の分別が困難であること、性状が不均質であること、民間事業者の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高であること、食品廃棄物等の発生場所に再生利用施設が不足していること等が挙げられる。

地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、食品廃棄物等の発生状況及び再生利用製品の利用の状況等の地域の実情に応じ、地方公共団体が主体的な役割を担うことが期待されているところである。各地方自治体におかれては、以下を活用しつつ、市町村と連携を図りながら食品循環資源の再生利用及び食品ロスの削減等を推進していただきたい。

⑤ 食品リサイクル法に基づく定期報告データの都道府県別集計

平成 28 年度（平成 27 年度分の定期報告データ）より、地域における食品廃棄物等の発生状況をよりきめ細かく把握できるよう、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者からの定期報告の様式を変更し、食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量、再生利用量等を都道府県別に報告させ、集計している。平成 29 年度分の定期報告データの集計結果については平成 30 年 4 月に農林水産省のホームページに公表した。インターネットで「食品リサイクル法に基づく定期報告の都道府県データの集計結果について」と検索し、農林水産省のホームページを参照のこと。

⑥ 食品廃棄物の不適正転売事案の再発防止策について

食品循環資源の再生利用等を促進するとともに、食品廃棄物の適正処理を徹底することも重要である。平成 28（2016）年 1 月には、登録再生利用事業者による食品廃棄物の不正転売事案が発覚した。再生利用は、食品関連事業者が排出事業者としての適正処理にかかる責任を全うした上で取り組まれるべきものである。

排出事業者責任の徹底に係る取組については、「2. 排出事業者責任について」（P. 184）を参照いただきたい。

⑦ 養豚農業振興法を受けた環境省の対応

環境省では、食品リサイクル法に基づく特例措置等を通じ、いわゆる「エコフィード」（食品循環資源を原材料とする飼料）の促進を図ってきた。養豚業におけるエコフィードの利用について、環境保全を前提としつつ、地域の実情に応じて更なる促進を図っていただく際の参考としていただけるよう、

- ・食品リサイクル法等の下での特例制度についての紹介
- ・特例制度を活用したエコフィードの利用促進事例等を資料集（ガイドブック）として取りまとめた。

7. 自動車リサイクル法について

(1) 施行状況

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）が平成 17 年 1 月から完全施行された。

① 使用済自動車の引取台数

平成 23 年度に自動車リサイクル法施行以降初めて 300 万台を下回ったが、平成 24 年度以降は例年並みに回復し、平成 29 年度は前年度から微増の 330 万台となった。

② 特定再資源化等物品の再資源化等の状況

自動車メーカー等は、自動車破碎残さ（Automobile Shredder Residue、以下「ASR」という。）、エアバッグ類、フロン類を引き取り、ASR 及びエアバッグ類については達成すべき基準に従って再資源化を、フロン類については破壊を実施する義務がある。平成 28 年度における再資源化の状況は、ASR については 97.9%～98.9%、エアバッグ類については 94% であり、各社ともに基準（ASR：70%、エアバッグ類：85%）を上回る再資源化を達成している。

<参考資料>

自動車リサイクル法の施行状況に関する報告（産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 第 46 回合同会合議事要旨・資料）

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y033-46/mat07.pdf>

(2) 地方公共団体における法施行の強化について

違法行為や不適正な行為が行われたり、自動車リサイクル法で定められたルート以外のルートで使用済自動車又は解体自動車が処理されないよう、引き続き措置することが重要である。

無許可解体業者等の存在は、事業者の公正な競争環境の維持及び生活環境保全等の観点から不適切であり、これまでも地方公共団体及び関係団体とも連携しつつ、自動車リサイクル法の運用に係る指針の作成等を実施してきたところである。また、各地方公共団体においては、立入検査を計画的に行う等、厳正な法の執行を実施していただいているところである。

とくに、昨今は、解体業者によるエアバッグ類のインターネットオークション販売、許可を持たない事業者への名義貸し、無許可業者による解体ヤードでの無許可解体等の複雑な課題も散見され、これらの課題についても取組を進めたい。

また、平成28年度から、生活環境保全上の支障の調査や未然防止対策について支援する不法投棄・不適正保管対策モデル事業を進めているところ。当該モデル事業を積極的に活用していただき、不適正事案の解決につなげていただきたい。

(3) 不法投棄等の状況及び解消に向けた対応について

各地方公共団体の協力を得て、平成30年3月末時点の使用済自動車の不適正保管（野積等）及び不法投棄等の調査を実施した。

不適正保管及び不法投棄等の台数は、自動車リサイクル法施行時期（平成17年1月1日）前の約22万台（平成16年9月末）から約0.52万台（平成30年3月末）へと大幅に減少している。

また、事案当たり100台以上の大規模案件の件数及び台数については、全国で450件から11件、約13万台から約0.17万台へと大幅に減少しているものの、平成28年度比では全国で8件・0.14万台から件数・台数ともに増加している。

また、不法投棄等の未然防止及び解消に関し、自動車リサイクル法第105条に基づき指定されている指定再資源化機関（（公財）自動車リサイクル促進センター）では、特定再資源化預託金等を活用し、自動車リサイクル法第106条第1項第34号及び第4号に基づく離島対策支援事業及び不法投棄等対策支援事業を実施している。

平成29年度は、離島対策支援事業として82市町村に23,599台分の輸送経費として103,667千円を支援した。不法投棄対策等支援事業については自動車リサイクル促進センターに事案の相談はあったところだが、行政代執行に係る支援要請はなかった。

不法投棄事案は一部地域で依然として残っており、各地方公共団体におかれ

ては、必要に応じて自動車リサイクル促進センターのこれらの事業の活用を積極的に検討頂きつつ、引き続き使用済自動車の不法投棄等の未然防止及び解消に向けた対応をお願いしたい。

<参考資料>

離島対策支援事業について

<https://www.jarc.or.jp/automobile/designated-corp/recycle/support/>

不法投棄等対策支援事業について

<https://www.jarc.or.jp/automobile/designated-corp/recycle/unlawfuldumping/>

8. 太陽光パネル等のリユース・リサイクル・適正処分

使用済再生可能エネルギー設備（特に、太陽光発電設備、太陽熱利用設備及び風力発電設備）については、平成24年7月から開始した固定価格買取制度の影響もあって導入が急速に進んでおり、将来的には多量に使用済みとなったものが廃棄される。このため、リサイクルをはじめ、その廃棄時における適正な処理を推進していくことが重要である。

平成24年度から、使用済太陽光発電設備等の撤去、運搬、リユース・リサイクル及び適正処分までの一連の工程に関する試験や調査検討を行っている。調査では、将来排出推計、現時点における主な排出源や、太陽光パネルの性状について分析等を行っており、平成25年度より有識者等で構成される検討会において、リユース・リサイクル・適正処分の推進に向けた検討を経済産業省と連携して実施してきたところである。その結果をとりまとめ、平成27年度に「太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する報告書」及び今後のロードマップをとりまとめた。また、ロードマップに沿った施策の一環として、平成28年4月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」をとりまとめ、公表した。

その後、中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会の指摘（平成29年2月）や太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査結果に基づく勧告に関する総務省勧告（平成29年9月）や先般の災害対応などを踏まえ、内容の見直しを行い、平成30年12月に第二版をとりまとめ、公表するとともに、本ガイドラインの周知を目的とした事務連絡を自治体及び関連事業者等に周知を行ったところ。

また、太陽光発電の適正な推進を図るため、「太陽光発電のリサイクル・適正処理等に関する検討チーム」を設置し、平成30年7月には、太陽光パネルの適正なリユース・リサイクル・適正処分を進めていくための課題への対応の在り方について検討した結果を取りまとめた。この中では、将来にわたって、太陽光パネルのリサイクル・適正処分を推進していくため、

- ① 排出量の大幅増加も見通した安定処理体制の整備

- ② 製造業者等からの有害物質含有情報の提供による適正かつ円滑な処理状態の確保
 - ③ 資源の有効利用や最終処分場の逼迫回避の観点に立った、市場に左右されない安定的なリサイクル状況の整備
- が必要とされたところであり、これも踏まえ、引き続き、使用済太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けて取り組んでまいりたい。

<参考資料>

太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する報告書

太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/renewable/index.html>

太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>

太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査＜結果に基づく勧告＞

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html

9. 使用済紙おむつのリサイクルの推進について

高齢化に伴い、我が国における大人用紙おむつの消費量は年々増加しているが、廃棄される使用済み大人用紙おむつの9割以上は一般廃棄物として排出されており、これらのうちの多くは市区町村等の処理施設において焼却処分されているものと考えられる。

環境省では、平成29年度から、紙おむつの処理や再生材の品質・利用に関する技術的な課題を克服し、社会実装につなげていくべく、リサイクルに係る技術開発・実証事業やFSを支援しているところ。また、平成29年度には紙おむつの排出量見込みについて調査を行い、一般廃棄物中の使用済紙おむつの割合は、高齢化に伴う大人用紙おむつの増加等により、現状の4.7～5.1%から、2030年度には7.1～7.8%に増加すると見込まれるとの結果がとりまとめられた。

平成30年6月19日閣議決定の第四次循環型社会形成推進基本計画において、「高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が増加することを踏まえ、使用済紙おむつのリサイクル技術等の調査、リサイクルに取り組む関係者への支援、リサイクルに関するガイドラインの策定等を行う。」と記載されたことを踏まえ、環境省では、紙おむつのリサイクルを実施している市区町村や、今後の検討を進めつつある市区町村に参考にしていただくため、紙おむつリサイクルの取組事例、関連技術、関連規制等を整理したガイドラインを本年度策定する予定である。

10. リユースの推進について

(1) リユースの現況

3Rのうち、各種リサイクル法の施行等によりリサイクルは進展しつつあるが、製品の適正な継続利用の促進を通じた廃棄物の減量化（リユース）については、より一層の促進が必要である。第四次循環型社会形成推進基本計画においても、循環型社会形成に取り組むべき課題の一つとして、リユースをはじめとした2R型ビジネスモデルの確立・普及を促進することが求められている。

平成30年度は、我が国全体でのリユースの市場規模やビジネスの状況について調査した。調査結果は、下記参考資料のとおり掲載しているので、御参照頂きたい。

<参考資料>

使用済製品等のリユースの促進について

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>

(2) リユースの手引き等の資料について

環境省では、リユースの取組推進のため、手引き等の資料を公開している。

リユース業界向けには、コンプライアンス向上のために、リユース業界に関する法令をとりまとめた、「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理」、「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」等を公表している。リユース業者の指導を行う際に参考にしていただくためにも、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

事業者向けの資料は、市町村によるリユース取組を育成するための「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」や、事業所から排出される使用済製品（オフィス家具・OA機器等）のリユースを促進するために参考となる情報をまとめた「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」を公開している。貴都道府県及び貴管内市町村においても、リユース品としての売却及びリユース品の調達を検討するのに参考になると思われる。是非、貴都道府県の総務部署や管財部署に共有頂くとともに、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

広く市民の方を対象に、リユースの取組について知っていただくことを目的として整理した資料としては「リユース読本」を公開している。貴都道府県におかれても、これらの資料を参考に、リユースの取組を推進していただきたい。

<参考資料>

リユース業に関する環境関連法パンフレット

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph01.pdf>

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri.pdf>

リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理

http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri_igai.pdf

市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/27577.pdf>

オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/102969.pdf>

リユース読本

<http://www.env.go.jp/recycle/tokuhon-1.pdf>